



資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する法律について

2025年12月

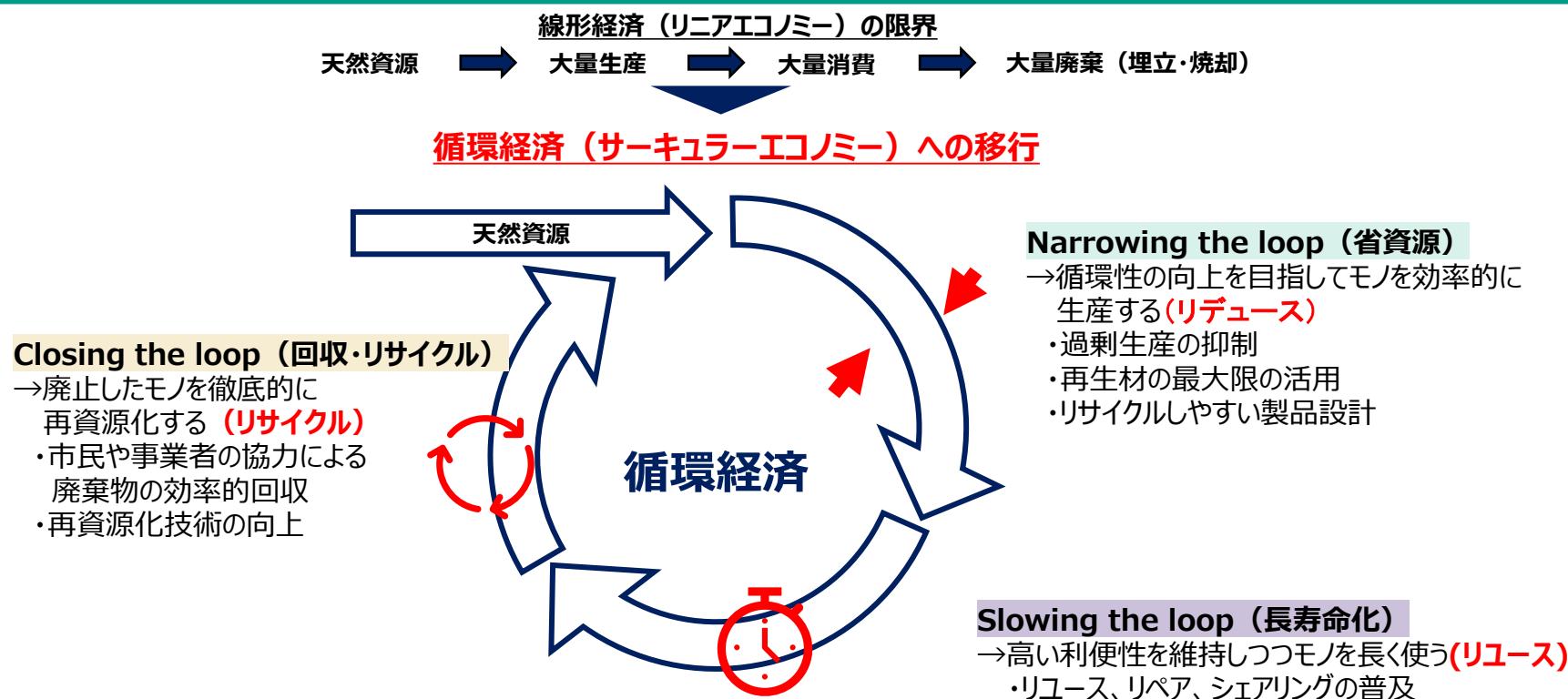
環境省環境再生・資源循環局 資源循環課



1. 法律の背景：循環経済への移行が鍵

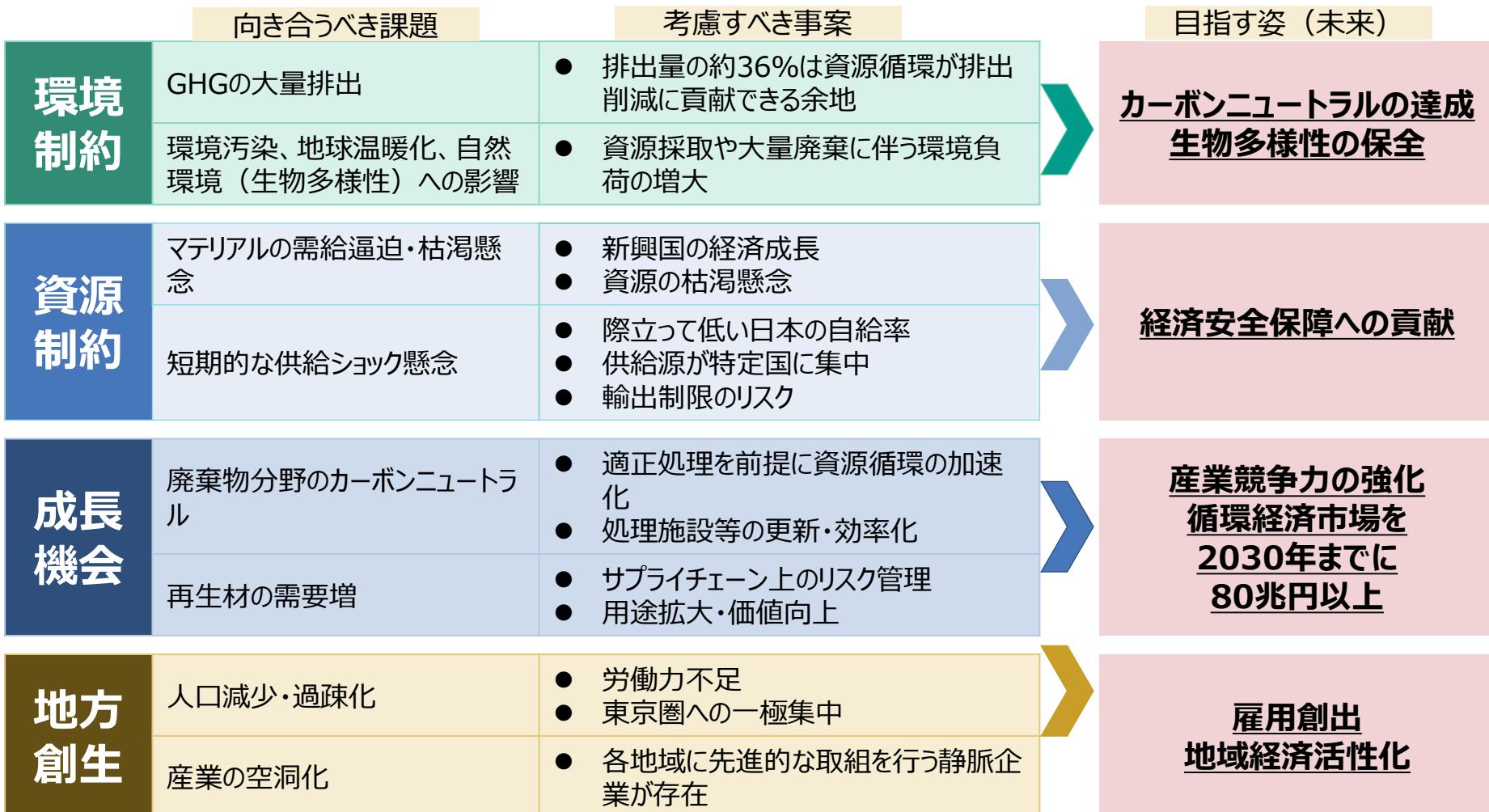
循環経済とは

- 循環経済とは、
 - ① 大量生産・大量消費・大量廃棄型の持続困難な経済システム（一方通行の線形経済）から脱却し、
 - ② 資源や製品を経済活動の様々な段階で循環させ、資源の採取、エネルギーの消費や廃棄物発生をミニマム化し、資源効率性を上げることで付加価値を生み出し、
 - ③ 環境制約・資源制約による成長の限界を乗り越え、新たな成長の扉を開く持続可能な経済システム。
- 3R+Renewable（再生不可能な資源から再生可能な資源に替えること）の取組をさらに推進し、循環経済への移行を目指す



循環経済への移行により実現する目指す姿

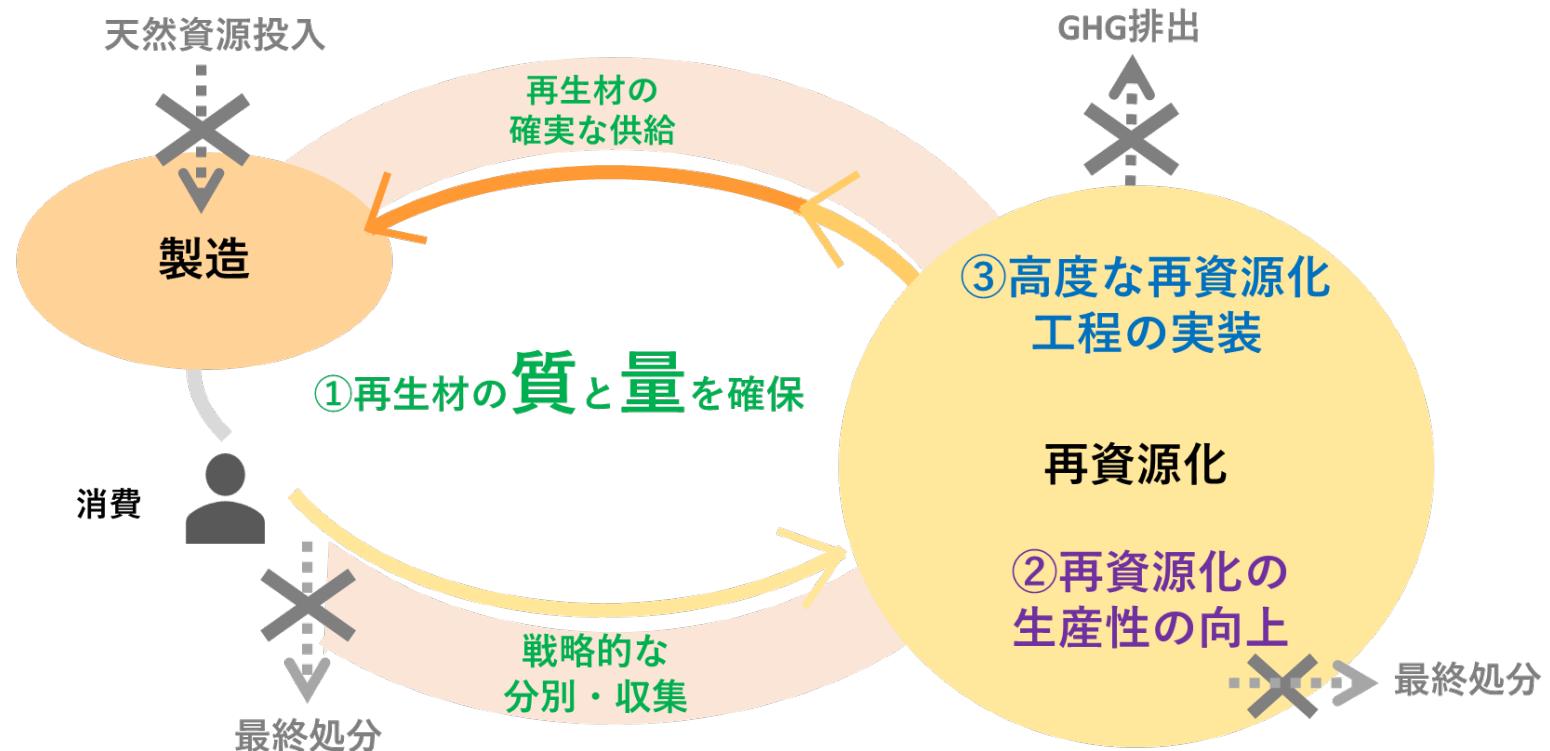
- 循環経済への移行に取り組むことは、**気候変動や生物多様性の保全**といった環境面の課題に加え、**地方創生や質の高い暮らしの実現、産業競争力の強化、経済安全保障の確保**にも貢献するものである。



2. 再資源化事業等高度化法の概要

資源循環産業のアップグレードが必要

- これまでの廃棄物行政や既存の廃棄物処理法・個別リサイクル法は、主に懸念される廃棄物等の「適正処理」に力点を置いており、再生材の質・量を推進する施策が不十分。そのため、製品製造業等が求めている高品質な再生材を安定的に供給できる事業が不足している。
- 製造業が求める質・量の再生材の安定供給を実現することを目的に、資源循環産業をさらに発展させていくための第一歩として「再資源化事業等高度化法」を制定。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

- 脱炭素化と再生資源の質と量の確保等の資源循環の取組を一体的に促進するため、基本方針の策定、特に処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況の報告及び公表、再資源化事業等の高度化に係る認定制度の創設等の措置を講ずる。**

基本方針の策定

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、国として基本的な方向性を示し、一体的に取組を進めていく必要があることから、**環境大臣は、基本方針を策定し公表**するものとする。

再資源化の促進（底上げ）

- 再資源化事業等の高度化の促進に関する**判断基準の策定・公表**
- 特に**処分量の多い産業廃棄物処分業者の再資源化の実施状況の報告・公表**



再資源化の高度化に向けた全体の底上げ

再資源化事業等の高度化の促進（引き上げ）

- 再資源化事業等の高度化に係る**国が一括して認定を行う制度を創設**し、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける。

※認定の類型（イメージ）

<①事業形態の高度化>

- 製造側が必要とする質・量の再生材を**確保**するため、**広域的な分別収集・再資源化の事業**を促進



例：ペットボトルの水平リサイクル
画像出典：PETボトルリサイクル年次報告書2023 (PETボトルリサイクル推進協議会)

<②分離・回収技術の高度化>

- 分離・回収技術の高度化に係る施設設置を促進**



例：ガラスと金属の完全リサイクル

画像出典：太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン

<③再資源化工程の高度化>

- 温室効果ガス削減効果を高めるための高効率な設備導入等**を促進



例：AIを活用した高効率資源循環

画像出典：産業廃棄物処理におけるAI・IoT等の導入事例集

脱炭素化の推進、産業競争力の強化、地方創生、経済安全保障への貢献

再資源化事業等高度化法のポイント①

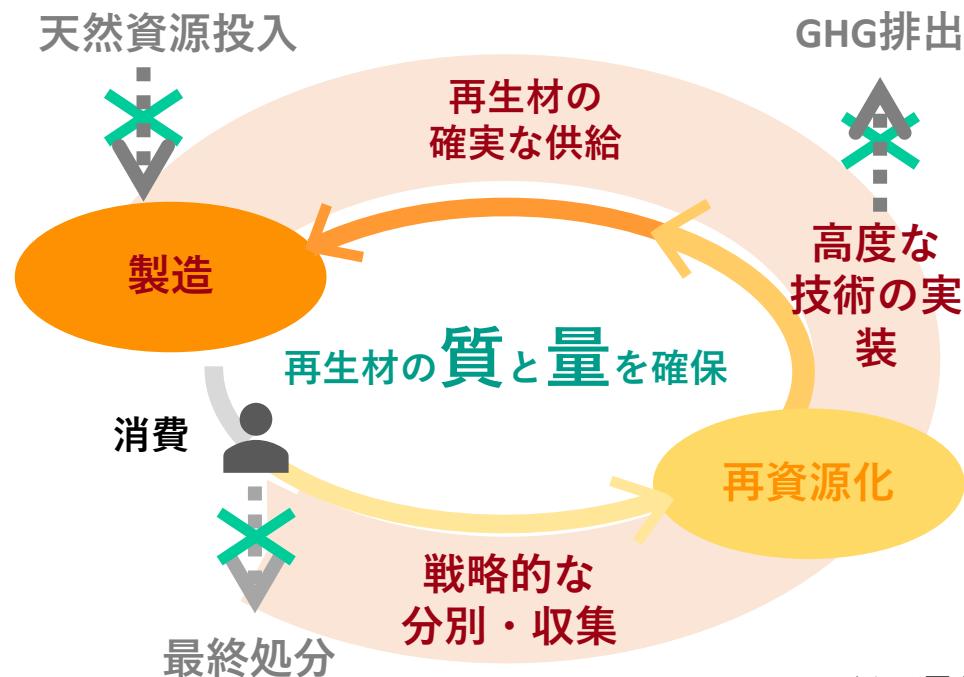
法の目的、基本方針

目的

(第1条関係)

- ◆ この法律は、効率的な再資源化の実施、再資源化の生産性の向上等による**温室効果ガスの排出の量の削減の効果が高い資源循環の促進**を図るため、**再資源化**のための廃棄物の収集、運搬又は処分の事業の過程の**高度化を促進**するための措置等を講ずることにより、環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与することを目的とすること。

<高度化のイメージ>



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための地球温暖化対策計画及び循環型社会形成推進基本計画と整合性のとれた基本的な方針

【基本方針の概要】

一 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する基本的方向

- 適正処理による生活環境の保全及び公衆衛生を前提とした上で、国民・消費者の協力を得つつ、産学官が連携して、質・量両面での資源循環の高度化を推進し、脱炭素や自然再興、産業競争力強化、経済安全保障といった社会課題の解決、地方創生につなげることが重要
- 国・自治体・廃棄物処分業者・事業者の積極的取組により高度な資源循環を行い、その循環された資源を国内で活用することで、国内での資源確保につなげ、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷が最小化された循環型社会を実現する

二 再資源化事業等の高度化のための措置の実施に関する基本的事項（法で示した三つの方向性毎に定める）

①再資源化事業の効率的な実施のための措置

- 製造事業者等と廃棄物処分業者が連携し、製品のライフサイクル全体で無駄のない資源循環を促進する
- 先進的な取組等を通じて培った高い技術力を一層効果的に活用することにより、市場に新たな価値を創出していくことが重要
- 動静脈で再生部品又は再生資源の利用目標を共有しつつ、トレーサビリティを確保するために必要なデータ連携を実施する

②再資源化の生産性の向上のための措置

- 焼却処分又は埋立処分を抑制とともに、再生部品又は再生資源が天然資源等を代替することで、その投入や輸送に伴う温室効果ガス排出量を抑制することが重要であり、そのため従来再資源化が困難であった廃棄物についても可能としていくことが必要
- 需要の逼迫が見込まれる金属や化石資源等を、資源循環により最大限有効に利用することも重要

③再資源化の実施の工程から排出される温室効果ガスの量の削減のための措置

- 國際的に製品のライフサイクル全体での温室効果ガス排出量を評価する動きがあることなど、再資源化の実施を促進するのみならず、再資源化の実施の工程自体も脱炭素化していくことが重要

【基本方針】資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針②（各主体の取組）

国

- ✓ 製造事業者等と廃棄物処分業者（動静脈）の連携による資源循環を促進するため必要な措置を講ずるよう努める
 - 廃棄物処分業者の再資源化の実施の状況等の必要な情報を集約し、公表する情報基盤の整備
 - 再生部品又は再生資源の利用拡大と安定供給、再生部品又は再生資源の品質に関する共通認識の醸成や研究開発の促進
 - 関係者の取組が進むよう連携が実現している先進的事例や地域の優良な取組事例の収集・発信
- ✓ 高度再資源化事業の認定により、先進的な再資源化事業を支援するとともに、製造事業者等と廃棄物処分業者のマッチングやトレーサビリティ確保など、情報の共有による主体間の連携強化のために必要な取組の一層の具体化を進める
- ✓ 高度分離・回収事業の認定による再資源化技術の向上を支援する
- ✓ 再資源化工程の高度化の認定や、認定の事例集を作成し周知することで、廃棄物処理施設の脱炭素化を促進する

地方
公共団体

- ✓ 引き続き廃棄物処理法に基づく廃棄物の着実な適正処理等に重要な役割を果たす
- ✓ 資源循環を促進するよう地域における各主体間の連携・協働を促進するコーディネーター役として地域の循環資源や再生可能資源を活用した資源循環システムの構築等必要な措置を講ずる
- ✓ 市町村は、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るよう努めるとともに、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進める

廃棄物
処分業者※

- ✓ 循環資源の積極的な回収、再生部品又は再生資源の需要や再生部品又は再生資源利用率の把握、再資源化の実施状況の開示、再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等に努める
- ✓ 廃棄物から有用なものを適確に選別し、得られる再生部品又は再生資源の量を増加させるための技術の向上を図る
- ✓ 破碎から成形までの再資源化の実施の工程の合理化、廃棄物処理施設に脱炭素化に資する設備の導入、再資源化の実施に当たっての廃棄物処理施設の運転状況の改善等に努める

事業者

- ✓ 事業活動に伴って生じた廃棄物の分別・再資源化、製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施、製品への再生部品又は再生資源の利用とその情報発信、需要に応じた資源循環の促進に努める
- ✓ 廃棄物の処分を委託する際、性状等の情報提供など、得られる再生部品又は再生資源の量の増加に資するよう努める
- ✓ 廃棄物の処分を委託するに当たり、製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化の実施の工程の脱炭素化に資する廃棄物処分業者を選定するよう努める

国民
消費者

- ✓ 各主体の取組を踏まえ、地方公共団体の定めたルールに従って行う適切な分別排出や資源回収、リユース品や修理サービスの活用など 資源循環の取組について理解を深めるとともに、再生部品又は再生資源利用製品の選択など、生活者としての主体的な意識改革や行動変容に努める

※廃棄物処分業者：一般廃棄物処分業者及び産業廃棄物処分業者並びに事業者であつて自らその産業廃棄物の処分を行うものをいい、埋立処分又は海洋投入処分を業として行う者を除く。

三 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標等

- 処分を行う廃棄物量に占める再資源化を実施すべき量の割合に関する目標や循環型社会に関連する温室効果ガス排出量について、循環基本計画等と整合する目標を設定

項目	目標（2030年度）
①循環利用率	入口側：約19%　出口側：約44%
②資源生産性	約60万円/トン
③天然資源消費量	約11トン/人・年
④最終処分量	一般廃棄物：約3.2百万トン（2022年度比約5%削減） 産業廃棄物：約7.8百万トン（2022年度比約10%削減）
⑤温暖化効果ガス排出量	廃棄物部門由来：約29百万トン-CO ₂ /年 循環経済への移行に関わる部門由来：約343百万トン-CO ₂ /年

素材別の目標等	目標（2030年度）
・レアメタル、ベースメタル等	金属リサイクル原料：処理量を2030年度までに倍増 廃家電：4品目（廃エアコン、廃テレビ、廃冷蔵庫・冷凍庫、廃洗濯機・衣類乾燥機）合計の回収率70.9%以上（廃エアコンについては53.9%以上） 電子スクラップ（e-scrap）：2030年までにリサイクル処理量約50万トン（2020年比5割増） 小型二次電池：生産者による安全な回収及び再資源化の推進
・プラスチック	プラスチック資源循環戦略のマイルストーン：2030年までに、ワンウェイのプラスチック（容器包装等）を累積で25%排出抑制するよう目指すことや、2030年までに、プラスチックの再生利用（再生素材の利用）の倍増を目指す。 再生プラ：2030年度までに「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」に位置づけられる全ての特定調達品目に原則として再生プラスチック利用率等の循環性基準を導入するなど、市場ルールを形成。
・バイオマス	バイオマス活用推進基本計画の目標：2030年までに、バイオマスの年間産出量の約80%を利用すること
・土石、建設材料	建設廃棄物：建設混合廃棄物を含め建設廃棄物の再資源化を促進するとともに、適切に再資源化等がされるよう再生部品又は再生資源の新規用途の開拓や拡充等を促進する。 製造プロセス等における副産物：可能な限り有効利用を図る。

四 資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する重要事項

再資源化事業等の高度化のため、国は以下の取組を進めるものとする。

- 再資源化事業等の高度化の大前提となる生活環境の保全及び公衆衛生の向上を確保するための、廃棄物処理法の順守による適正な処分の推進、関係法令の対応も含めた生活環境の保全上の措置が講じられた最終処分場の確保に必要な措置
- 審査・認定について全面的に国の責任で行うとした上での、地域の実情を把握している地方公共団体との緊密な連携
- 「循環経済パートナーシップ（J4CE）」や「サーキュラーパートナーズ（CPs）」など様々な主体間の連携を促進するネットワークを活用し、先進的な取組事例の共有・発信、ビジネスマッチングの実施、様々な主体によるコミュニケーションの促進等を通じて、産官学の幅広い主体の連携を促進
- 廃棄物処理や資源循環に関する専門的な知見を持ち、また、作業における安全・安心の徹底、温室効果ガスの削減などによる環境への配慮、さらには地域社会や地域経済への貢献等を十分に意識して業務を遂行できる能力・知識を有する人材や資源循環の取組を牽引する人材の育成
- 災害時における災害廃棄物の徹底的な分別・再資源化を行うとともに、平常時から廃棄物処分業者が災害廃棄物の処理に積極的に協力することや都道府県が必要な支援を行うよう、関係法令の対応含めた処理体制の確保や必要な支援等の実施
- 国際的な資源循環ルール作りに積極的な貢献、法に基づく認定や評価を踏まえた国際的なルール作りや標準化
- 目標等の達成状況や資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策に資する情報を把握し、再資源化の実施に用いられる技術及び設備の高度化の状況その他情勢の推移を踏まえた検討の実施（見直し）

再資源化事業等高度化法のポイント②

廃棄物処分業者の判断の基準と 報告・公表制度

【判断基準】廃棄物処分業者の判断の基準となるべき事項と期待する取組①



- 国が資源循環産業のあるべき姿への道筋を判断の基準として示し、これまで再資源化に消極的であった廃棄物処分業者も含めて、産業全体を底上げ。
- 特に処分量の多い産業廃棄物処分業者（特定産業廃棄物処分業者）で取組が著しく不十分なものは、産業全体の社会的評価が損なわれないよう、必要に応じて、勧告等の措置を講ずる。

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p>【需要に応じた再生材の規格・量の把握】 (再生部品又は再生資源に対する需要の把握及び供給に関する事項)</p> <p>第二条 廃棄物処分業者は、処分を受託した廃棄物について、その再資源化の実施が可能であると判断した場合には、当該再資源化の実施に先立ち、当該再資源化により得られる再生部品又は再生資源の性状に関する標準的な規格を参考するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、前項に規定する場合において、物の製造、加工若しくは販売の事業を行う者の再生部品若しくは再生資源に対する需要又は再生部品若しくは再生資源の供給先の情報を収集するものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、再資源化の実施に当たっては、その使用する廃棄物処理施設の処理能力から供給が可能な再生部品又は再生資源の量をあらかじめ把握するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">再生材の性状に関するJIS規格等の標準的な規格の参考自治体や各種団体が運営する情報プラットフォームからの再生材の需要及び供給先の情報収集自らの施設の処理能力から生産可能な再生材の量の把握
<p>【生産性を向上させる技術を有する設備の導入】 (技術の向上に関する事項)</p> <p>第三条 廃棄物処分業者は、再資源化の生産性を向上させる技術に関する情報を参考し、技術的かつ経済的に可能な範囲で、その使用する廃棄物処理施設に当該技術を用いた設備を導入するよう努めるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none">再資源化の生産性を向上させる技術動向の把握当該技術を有する設備の導入の検討

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p>【省エネ型の設備への改良・運転の効率化】 (温室効果ガスの量を削減するための設備の改良又はその運用の改善に関する事項)</p> <p>第四条 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設について、設備の入替えに当たっては、導入しようとする設備の再資源化の実施及び廃棄物の適正な処理のための機能がその導入前のものを下回ることがないよう留意しつつ、再資源化の実施の工程を効率化する設備の導入を図るものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、技術的かつ経済的に可能な範囲で、同一の設備に再資源化の実施の工程を集約するよう努めるものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、その使用する廃棄物処理施設における設備について、その管理の基準を設定し、及び定期的に点検を行うなど、当該設備のエネルギー消費効率を改善又は維持するための措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 再資源化の工程を効率化する設備の導入 • 再資源化の工程の集約化の検討 • 保有する設備の運用について、管理基準の設定 例：定期点検の実施、運転管理マニュアルの整備等
<p>【目標設定/目標達成に向けた計画的な取組】 (再資源化の実施の目標の設定及び当該目標を達成するための措置に関する事項)</p> <p>第五条 廃棄物処分業者は、その処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標を設定するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、前項の目標を設定するに当たっては、技術的かつ経済的に可能な範囲で、法第三条第二項第三号に掲げる目標を勘案して設定するよう努めるものとする。</p> <p>3 廃棄物処分業者は、第一項の目標を達成するため、再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給量の安定化を図るための措置並びに同項の目標の達成状況に関する継続的な自己評価及び当該評価を踏まえた改善措置など計画的に取り組むための措置を講ずるものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 処分を行う廃棄物の数量に占める再資源化を実施する量の割合に関する目標の設定

判断基準（省令事項）	期待する取組例等
<p>【人材育成・研修・労働環境の改善】 (その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項)</p> <p>第六条 廃棄物処分業者は、適正な再資源化を実施する人材を育成するため、その従業員に対して、再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の重要性並びに法令遵守等に関する研修を実施するものとする。</p> <p>2 廃棄物処分業者は、その従業員の労働環境を改善するための措置を講ずるものとする。</p> <p>3 (略)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種団体が実施する、法令遵守、再資源化の高度化、労働安全衛生等に関する研修の従業員の受講
<p>【再資源化の実施状況の公表】 (その他再資源化事業等の高度化及び再資源化の実施の促進に関し必要な事項)</p> <p>第六条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 廃棄物処分業者は、前条第一項の目標の達成状況及び自らの再資源化の実施の状況を公表するものとする。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各社HPや環境省への再資源化状況の報告（任意報告を含む）を通じた公表

※ 特定産業廃棄物処分業者

産業廃棄物処分業者であって、次のいずれかに該当するもの

- 当該年度の前年度において処分（再生を含み、埋立処分及び海洋投入処分を除く。次号において同じ。）を行った**産業廃棄物（特管産廃を除く。）**の数量が**10,000トン以上**であること。
- 当該年度の前年度において処分を行った**廃プラスチック類**の数量が**1,500トン以上**であること。

再資源化の実施の状況の報告等

- ◆ **特定産業廃棄物処分業者**は、**毎年6月30日**までに、**産業廃棄物の種類**及び**処分の方法の区分**ごとに、その前年度における、**処分を行った数量**及び**その再資源化を実施した数量**を環境大臣に**報告**しなければならないものとしている。
- ◆ 特定産業廃棄物処分業者以外の事業者も、任意で報告いただくことが可能。
- ◆ 環境大臣は、報告された事項について**公表**する。

なお、本制度は令和7年度分の実績報告を行う令和8年の報告分においては柔軟な運用を予定

- ◆ 特定産廃処分業者は、もし報告した内容が公表されることにより、権利、競争上の地位その他正当な利益が害されるおそれがあると思料する際は、代わりの率の公表に留める**権利利益の保護請求**をすることが可能。

【報告・公表制度】再資源化の実施の状況の報告等について②



- 産廃情報ネットにおける「さんぱいくん」等のように、報告はオンラインシステムでの入力等による方法を想定しており、現在そのシステムを制作中。
- 報告時には、報告義務のある項目とは別に、**任意で報告いただく項目や自由記述欄**も用意しており、報告者が世の中に**積極的にアピールしたい取組や内容を紹介**する役割にも期待。

報告必須項目

＜報告・公表制度のイメージ＞

任意項目

社名	場所	産業廃棄物の種類	処分方法	処分量	再資源化量	再生材の性状	自由記述
A社	●県▲市	廃プラスチック	破碎等	1,000トン	1,000トン	PP70%、ペレット	
			焼却	1,500トン	0トン	—	再資源化不適物のみ焼却
	●県△市	がれき類	破碎	10,000トン	4,000トン	骨材代替品	
B社	□県○市	廃プラスチック	破碎	3,000トン	1,500トン	PS、PP、PE	残渣は二次委託
C社	■県◇町	廃プラスチック	約24% (権利利益の保護請求が認められた場合)				

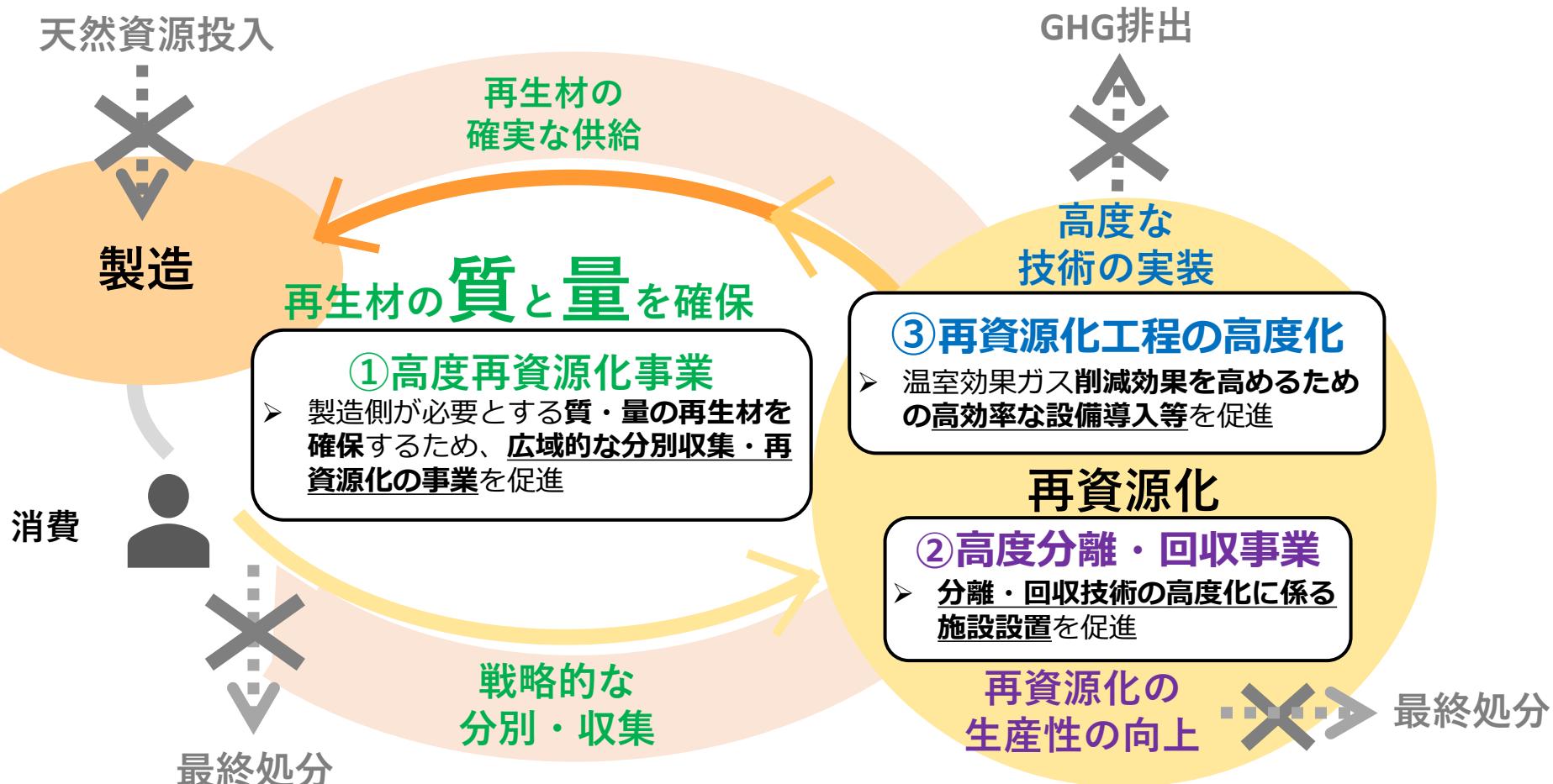
循環経済に向けた**情報基盤の整備**と再生材を求める動脈産業との**マッチング創出**を期待

再資源化事業等高度化法のポイント③

3つの類型の認定制度

認定制度における各類型と資源循環のイメージ

- 再資源化事業等の高度化を促進するため、**国が一括して再資源化事業等の高度化に係る認定（3つの類型）を行い**、生活環境の保全に支障がないよう措置を講じさせた上で、**廃棄物処理法の廃棄物処分業の許可等の各種許可の手続の特例**を設ける制度を創設。



※イメージ図中の×は削減・抑制を含む

再資源化事業等高度化法認定制度と廃棄物処理法許可の各基準の比較



	廃棄物処理法	再資源化事業等高度化法	
		類型① 高度再資源化事業	類型② 高度分離・回収事業
事業内容の基準	-	高度な再資源化事業に係る ①再生材の安定供給、 ②トレーサビリティの確保 等の独自基準	高度な分離・回収技術に係る 再資源化の生産性の向上 等の独自基準
廃棄物処理施設 技術上の基準	廃棄物処理施設が満たすべき 構造等の基準	廃棄物処理法と同等 +高度な再資源化に 資する構造	廃棄物処理法と同等 +高度な分離・回収に 資する構造
廃棄物処理施設 維持管理基準	廃棄物処理施設が満たすべき 維持管理に係る基準	廃棄物処理法を適用	廃棄物処理法を適用
申請者の基準	欠格事由に該当しないこと	廃棄物処理法と同等	廃棄物処理法と同等
廃棄物処理施設及び 申請者の能力の基準	事業を的確に、継続して行うに 足りるものとして定める基準	廃棄物処理法と同等 + (廃棄物処理施設を設置する場合) 周辺地域との調和の確保	廃棄物処理法と同等 + (廃棄物処理施設を設置する場合) 周辺地域との調和の確保
廃棄物の 処理基準	廃棄物処理（収集運搬、処分 (それぞれ保管含む)）に おいて満たすべきの基準	一廃：廃棄物処理法を適用 産廃：廃棄物処理法と同等 + ①事業内容の証明方法、 ②廃棄物の保管方法 等の独自基準	一廃：廃棄物処理法を適用 産廃：廃棄物処理法と同等 + 対象廃棄物ごとの高度な 分離・回収技術に特化した 独自基準

※ 類型③再資源化工程高度化事業における各基準は廃棄物処理法の規定による。

類型① 高度再資源化事業のポイント

制度趣旨

廃棄物の合理的な収集・運搬、再資源化、再生材の安定供給を行う事業計画を国が一括認定することにより、再生材を活用した循環サプライチェーンを構築する動脈連携事業の創出を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集・運搬又は中間処分の業」（再委託含む）や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスマート化（再委託に関する情報把握、収集・運搬者情報の管理、トレーサビリティ等）

対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業
- ✓ わが国の資源循環に資する事業に再生材を供給する事業
- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業

事業に求める要件例

- 再生材の大部分が供給される具体的な需要者（動脈事業）が確保されていること
- 取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- 腐敗性等のある廃棄物には、生活環境に影響のない措置が講じられていること
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- 責任分界点、管理体制が明確であること

※ 特定家庭用機器再商品化法の特定家庭用機器が廃棄物となったものは対象外

(補足) 類型①の廃棄物処理法特例について

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の収集運搬又は中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 廃棄物処理におけるDXを活用した手続きのスリム化（再委託に関する情報把握、収集運搬者情報の管理、トレーサビリティ等）

廃棄物処理法の許可不要規定

- ✓ 廃棄物処理法の一般廃棄物・産業廃棄物の**収集・運搬業、処分業**の許可の特例
- ✓ 廃棄物処理法の一般廃棄物・産業廃棄物**処理施設の設置**の許可の特例

再委託関係※

- ✓ 認定を受けた高度再資源化事業計画に記載された、認定事業者から収集・運搬、処分の委託を受ける者についても、収集・運搬業、処分業の廃棄物処理法の特例が認められる。

⇒廃棄物処理法では原則禁止とされる廃棄物処理の再委託が可能となる

※排出者から見たもの。 排出者→認定事業者→再委託受託者

(補足) 類型①の対象となる事業について

対象となる事業

- ✓ 製品等の原材料を代替する質・量の再生材を安定して供給する事業

確認するポイント：再生材の供給先に見通しがたっており、資源循環していくことが見込まれること

<例> 再生材の使用を検討している製造事業者との共同発表、再生材の品質検証協議 等

- ✓ わが国の資源循環に資する事業に再生材を供給する事業

確認するポイント：回収する再生材が海外流出せず、国内資源循環に資する取組といえるか

<例> 供給先が国内で製品製造を行う事業者や海外において生産工場を有する日系企業 等

- ✓ 地域との調和や地域振興・地域発展に資する事業

確認するポイント：

①新規に廃棄物処理施設を設置する場合は、地域との調和の確保に向けた取組を行うか

<例> 周辺説明会の実施、都市計画との整合、地域商工会や産業資源循環協会等への参加 等

②事業の内容が、その地域の社会経済の持続的発展に資する取組を併せて行うものであるか

<例> 地元事業者との連携、地域雇用の創出 等

(補足) 類型①に求める要件例

事業に求める要件例

- ・再生材の大部分が供給される具体的な需要者（動脈事業）が確保されていること
- ・取り扱う廃棄物や再生材について、トレーサビリティが確立されていること
- ・腐敗性等のある廃棄物には、生活環境に影響のない措置が講じられていること
- ・定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- ・責任分界点、管理体制が明確であること

類型①に求める要件例

- ✓ **再生材の供給先の具体的設定が必要（申請の添付書類として「需要者に対して供給されると見込まれることを確認できる書面の写し」を求める）**
- ✓ **トレーサビリティ（廃棄物の収集から再資源化により得られる再生部品又は再生資源の供給までの行程において、当該廃棄物の種類、数量、性状及び所在を記録し、及び把握することをいう。）の確保が必要**
- ✓ **広域的な事業が想定されることから、腐敗性等のある廃棄物には、一定の措置が必要**
- ✓ **温室効果ガス削減効果・資源循環効果の両方の指標設定が必要（後述）**
- ✓ **再委託等の責任分界点や事業全体において一定の管理体制の確保が必要**

類型② 高度分離・回収事業のポイント

制度趣旨

今後、再資源化事業の創出が必要と見込まれる特定の廃棄物を指定した上で、より高度な技術を用いて有用な再生材を回収する再資源化事業を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、廃棄物処理法に準じた基準ではカバーできない処理方法については、合理的な処理基準や施設基準

対象となる事業

- ✓ 告示で指定する廃棄物（まずは太陽電池、リチウムイオン蓄電池、ニッケル水素蓄電池を指定）
 - 社会的に必要な製品で、今後さらに廃棄物排出量の増加が見込まれるもの
 - 現時点で有効な再資源化工程が確立、さらに高度と整理される技術を用いた事業が存在

事業に求める要件例

- 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- 周辺生活環境に影響がないこと
- 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- その他、必要に応じて廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

(補足) 類型②における廃棄物処理法特例について

認定事業の特例

- ✓ 認定事業計画に基づいて行う、「廃棄物の中間処分の業」や「廃棄物処理施設の設置」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要
- ✓ 指定する廃棄物、高度な技術を用いた処理方法の限定の上で、合理的な処理基準や施設基準

廃棄物処理法の許可不要規定

- ✓ 廃棄物処理法の一般廃棄物・産業廃棄物の**処分業**の許可の特例
- ✓ 廃棄物処理法の一般廃棄物・産業廃棄物**処理施設の設置**の許可の特例

各種基準

- ✓ 高度化法類型②については、指定した廃棄物ごとに各種基準を設定できる
- ✓ 廃棄物や施設の特徴を踏まえた、合理的な処理基準や技術上の基準等を設定

(補足) 類型②に求める要件例

事業に求める要件例

- ・ 特定の再生材を回収できる高度な技術を用いた事業であること
- ・ 周辺生活環境に影響がないこと
- ・ 定量的指標（GHG、資源循環効果）評価
- ・ その他、廃棄物ごとに告示で定める技術的な基準を満たすこと

類型②に求める要件例

- ✓ 通常の再資源化技術より、高度な技術を用いて、特定の再生材を回収できるもの
(ex 太陽電池にあっては、水平リサイクルが可能な品質のガラスの回収等)
- ✓ 廃棄物処理法と同等の生活環境保全上対策が必要
- ✓ 温室効果ガス削減効果・資源循環効果の両方の指標設定が必要（後述）
- ✓ 指定した廃棄物ごとに技術的な基準を満たす必要があり

類型③ 再資源化工程の高度化のポイント

制度趣旨

既に設置されている廃棄物処理施設において、温室効果ガスの排出量の十分な削減が見込まれる設備の更新等を促進

認定事業の特例

- ✓ 認定計画に基づいて行う、既に設置されている「廃棄物処理施設の変更」について、本来、必要となる廃棄物処理法の許可が不要

事業に求める要件例

- 申請者が、既存制度で推奨・求めている取組を実施していること（優良産廃処分業者の取得、多量排出事業処理計画）
 - 高度化法で定めた判断の基準に係る取組を実施していること
 - 定量的指標（GHG）評価

【3つの類型共有】定量的指標（温室効果ガス削減効果、資源循環効果）について



＜指標の考え方＞

	類型①	類型②	類型③
趣旨	再生材の大部分がその供給を受ける者（需要者）に対して供給されるもの	指定する廃棄物について、回収する再生材の量の割合が通常の再資源化の実施方法によるものに比べて特に高いもの	設備の変更等により特に温室効果ガス排出量が削減されるもの
基準シナリオのベース	当該廃棄物に係る 全国平均の処理	当該廃棄物に係る 通常の再資源化技術	事業実施前の設備 又は 通常の同種類の設備
温室効果ガス削減効果の基準※	【要件】 暫定： < 基準シナリオ 将来： < (基準シナリオ-x)	【要件】 < 基準シナリオ	【要件】 暫定： < (基準シナリオ-a) 将来： < (基準シナリオ-x)
資源循環効果	【要件】 $\frac{\text{再生材供給量}}{\text{廃棄物の処理量}} (\%)$ 暫定：案件別に慎重に評価 将来：基準値x'で定量的に評価	【要件】 $\frac{\text{特定の再生材製造量}}{\text{指定する廃棄物の処理量}} (\%)$	【事業目標】 $\frac{\text{再生材等製造量}}{\text{廃棄物の処理量}} (\%)$

※ 再生材の代替効果を含めた事業場における温室効果ガス削減効果

基準値a：廃棄物・再資源化の方法等を問わず、妥当な数値の設定を想定

基準値x、x'：参考情報の集積を踏まえ、再生材や再資源化方法別に妥当な数値の設定を想定

3．高度化に向けた取組への後押し施策等

その他の政策 財政上の措置

財政上の措置等

- ◆ 国は、資源循環の促進のための再資源化事業等の高度化に関する施策を実施するために必要な**財政上の措置**その他の措置を講ずるよう努めなければならないものとされている。

環境省の主な関連予算（令和7年度及び令和6年度補正予算）

産業競争力強化・経済安全保障

- ・プラ・金属資源等のバリューチェーン脱炭素化のための設備高度化
【エネ特】43 【R6年度補正】17
- ・脱炭素型循環経済システム構築促進事業【エネ特】40
 - ▶化石由来資源からの再生可能資源（バイオマスプラスチック、SAF等）への素材代替の実証
 - ▶金属・再エネ関連製品（太陽光発電設備等）等の省CO2型リサイクルの実証 等
- ・サステナブルファッショント、使用済紙おむつ等の資源循環の促進やリユースの促進等による循環型社会の実現に向けた支援 9 【R6年度補正】2
- ・地産地消型資源循環加速化事業 - 【R6年度補正】20

産業競争力強化・経済成長及び排出削減効果が高いGXの促進

- ・先進的な資源循環投資促進事業【GX】 150

（金額は億円単位、説明のない数字はR7当初予算）

GX経済移行債による主な投資先

製造業	鉄鋼 化学 紙パルプ セメント	・製造プロセス転換に向けた設備投資支援（革新電炉、分解炉熱源のアンモニア化、ケミカルサイクル、バイオガス、CCUS、バイオリサイクル等への転換）
運輸	自動車 蓄電池	・電動車（乗用車）の導入支援 ・電動車（商用車）の導入支援 ・生産設備導入支援 ・定置用蓄電池導入支援
	航空機	・次世代航空機のコア技術開発
	SAF	・SAF製造・サプライチェーン整備支援
	船舶	・ゼロエミッション船等の生産設備導入支援
くらし等	くらし	・家庭の断熱窓への改修 ・高効率給湯器の導入 ・商業・教育施設等の建築物の改修支援
	資源循環	・循環型ビジネスモデル構築支援 ※ 3年間で300億円以上の国庫債務負担
エネルギー	半導体 水素等	・パワーハーネス等の生産設備導入支援 ・AI半導体、光電融合等の技術開発支援 ・既存原燃料との価格差に着目した支援 ・水素等の供給拠点の整備
	次世代 再エネ	・ペロリンドウ太陽電池、浮体式洋上風力、水電解装置のサプライチェーン構築支援 と、ペロリンドウの導入支援
	原子力	・次世代革新炉の開発・建設
	CCS	・CCSサプライチェーン構築のための支援（適地の開発等）

出典:GX実行会議取りまとめ「分野別投資戦略」（令和5年12月22日）等より作成

今後も、循環経済の移行の加速化に必要な予算を確保していく

(参考) 再資源化事業等高度化法の認定に係る税制措置等について

公共の危害防止のために設置された施設又は設備（廃棄物処理施設）に 係る課税標準の特例措置（固定資産税）

措置内容

期間：令和8年3月31日まで→2年間の延長を盛り込んだ改正案を提出予定

- 認定「高度再資源化事業計画」又は認定「高度分離・回収事業計画」に基づき設置する廃棄物処理施設における取得設備の固定資産税の課税標準価格を1／2とする。

再資源化事業等の高度化のための事業に係る特例措置（法人税）

措置内容

期間：令和10年3月31日まで

- 「高度再資源化事業計画」又は「高度分離・回収事業計画」の認定を受けた者が、廃棄物処理施設を構成する機器等のうち特に環境大臣らが高度と認めるものを取得又は製作をして、事業を実施した場合において、その取得価額の35%の特別償却を認める。

再資源化事業等高度化法に係る財政投融資制度の拡充（財投）

措置内容

期間：令和7年度から4年間

- 認定「高度再資源化事業計画」、認定「高度分離・回収事業計画」、認定「再資源化工程高度化計画」に基づき実施する廃棄物処理施設の新設又は更新に必要な設備資金及び運転資金に対して、国民生活事業・中小企業事業の両方において、特別利率③での財政投融資を可能とする制度を拡充。

再資源化事業等高度化の施行に向け、今後、皆様に進めていただきたいこと

廃棄物 処分業者

- ✓ 判断基準に基づき、技術的・経済的観点等を踏まえた上で、
 - ・ 供給できる再生材の需要や再生材利用率の把握
 - ・ 再資源化の実施状況の開示
 - ・ 再資源化事業等における温室効果ガス排出量の削減等といった再資源化事業の高度化に向け、できることから実施してもらうこと。
- ✓ 新たな再資源化事業の実施や既存施設での設備更新等を行う際においては、審査基準と照らし合わせた上で、認定制度の活用や事業者間連携を検討いただくこと

事業者

- ✓ 製造業・卸売り業等においては、
 - ・ 製品が廃棄物となった場合における分離を容易にする等の措置の実施
 - ・ 製品への再生材の利用とその情報発信等に努めてもらうこと
- ✓ 廃棄物排出者においては、廃棄物の処分を委託する際に、
 - ・ 再資源化がしやすいように廃棄物の性状等の情報提供
 - ・ 製品のライフサイクル全体の脱炭素化の観点を踏まえ、再資源化等による脱炭素化に資する廃棄物処分業者を選定等に努めてもらうこと

地方 公共団体

- ✓ 地域における資源循環を促進するコーディネーター役として、地域の資源を活用した資源循環システムの構築、連携促進等必要な措置を講ずること
- ✓ 廃棄物排出者として、自ら行う再資源化事業等の高度化を図るよう努めるとともに、高度な再資源化が可能な廃棄物処分業者に委託するなどにより再資源化を進めること

